

第10章 不法投棄対策

1 不法投棄の現状

近年、ダンプ数台による捨て逃げ型の建築廃材等の不法投棄だけでなく、家庭から出される一般廃棄物のポイ捨てや、引っ越しや買替に伴う大型家具や各種家電、家電リサイクル法の指定6品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機）、BBQの残骸などが不法に投棄されていることがあります。「捨て方（引き取り先）がわからない」、「誰も見ていないだろう」、「片付けるのが面倒くさい」や「ゴミの集積場所だから誰かがやってくれるだろう」などといった自分勝手な理由による投棄が後を絶ちません。

不審車両や不審者、不審行動の通報が早い段階で入るように1990（平成2）年10月1日には不法投棄監視員制度を設け、不法投棄監視員によるパトロールを実施し、人の目による監視強化を図るとともに、2013（平成25）年からは不法投棄多発地点に不法投棄監視カメラを設置し、監視体制の強化を図ってきました。また不法投棄防止フェンス・ネットや看板を設置するなど、できうる限りの防止対策をしているところですが、それでも不法投棄が減ることはありません。

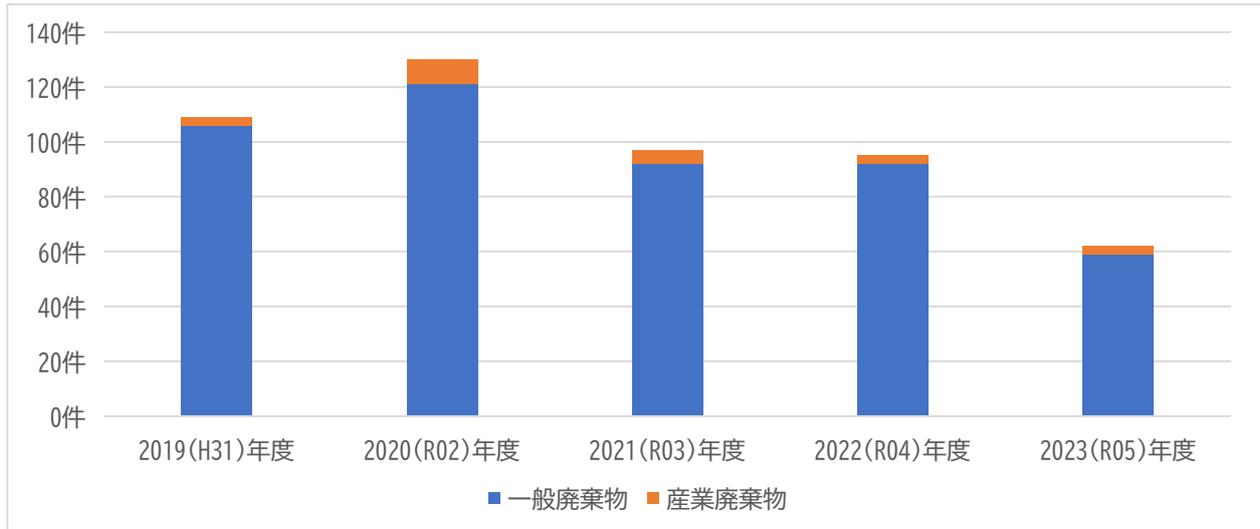
不法投棄の行為者を特定した場合、県や警察と協力して行為者に廃棄物を撤去させるなど指導を行っています。しかしながら、不法投棄は行為者を特定することが困難な場合が多く、行為者を特定できない場合、土地の管理者である土地所有者等が責任を持って撤去することになります。このようなことが生じないように、日頃から所有地（管理地）の見回りや定期的な草刈り、安易に人の出入りが出来ないように柵を設置するなどして、不法投棄をされにくい環境づくりにご協力をお願いします。

市は、今後も、監視体制の強化及び市民や関係機関との連携を深め、不法投棄の防止に努めてまいります。

表10-1 不法投棄発生件数 (単位：件)

地区	区分 年度	産業廃棄物					一般廃棄物				
		2019 (H31)	2020 (R02)	2021 (R03)	2022 (R04)	2023 (R05)	2019 (H31)	2020 (R02)	2021 (R03)	2022 (R04)	2023 (R05)
勝浦地区		2	5	2	0	0	38	55	48	50	32
興津地区		1	0	1	1	1	17	20	14	15	10
上野地区		0	1	0	1	1	22	14	8	8	4
総野地区		0	3	2	1	1	29	32	22	19	13
合計		3	9	5	3	3	106	121	92	92	59

図10-1 不法投棄発生件数



【主な産業廃棄物等の不法投棄（2023（令和5）年度）】

<p>2023（令和5）年10月、宿戸での不法投棄を住民からの通報で確認。行為者不明により市において撤去。</p>	<p>2024（令和6）年2月、川津での不法投棄を住民からの通報で確認。行為者不明により市において撤去。</p>

2 不法投棄対策

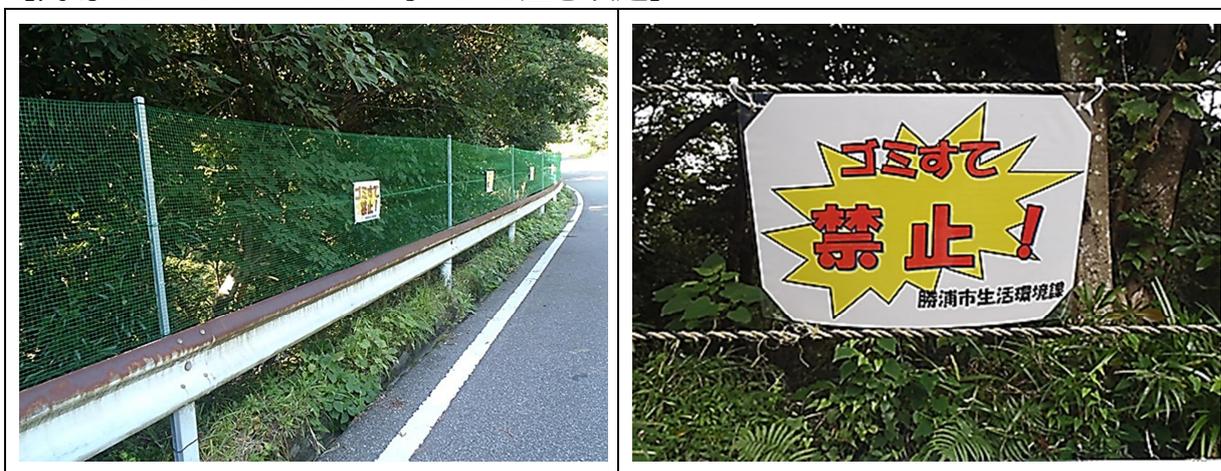
(1) 不法投棄防止フェンス

勝浦市は豊かな自然と美しい景観に恵まれており、日頃から観光客を含む多くの方が散策を楽しんでいます。しかし、市内の至る所で、以前から心ない人たちによる数多くの不法投棄がされており、苦情も多く寄せられています。

市としても、大規模な清掃作業を実施し、不法投棄防止の看板を設置するなど対策してきました。

また2002（平成14）年度からは、不法投棄の多発する区間に、景観に配慮して不法投棄防止フェンスを設置し、2016（平成28）年度からは、ラミネートフィルムによる簡易プレートと、標識ロープやアニマルネットを組み合わせた簡易なフェンス・ネットを設置して、不法投棄の抑制に努めています。

【簡易なフェンス・ネット等による注意喚起】



(2) 不法投棄監視パトロール

市では12名の不法投棄監視員を委嘱し、原則として担当区域内を月1回程度巡回パトロールしています。また市職員による監視パトロールも実施しています。

5月30日（ごみゼロの日）から6月5日（環境の日）までの「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」や6月の「環境月間」、「年末年始における廃棄物の不法投棄防止及び適正処理推進運動」には、不法投棄監視員にも協力をお願いし、監視パトロールを強化するとともに、夷隅地域振興事務所職員と年2回の合同パトロールを実施するなど、不法投棄の早期発見・防止に努めています。

(3) 不法投棄監視カメラの設置

市内には常習的に廃棄物が投棄される場所が存在しています。そこでは以前から、投棄されては市で撤去するといったたちごっこの状態が続いています。

この状況を打破すべく、2013（平成25）年度から県の補助金を利用して、移動式の不法投棄監視カメラの設置を開始しました。2023（令和5）年度末には14台が稼働しており、2020（令和2）年度には、同じ場所に不法投棄を繰り返す悪質な行為者を監視カメラの画像等により警察の協力のもと検挙することができました。今後も台数を増やし、行為者の特定のみならず、不法投棄の抑止力としてさらに監視体制の強化を図っていきます。

【不法投棄監視カメラ設置状況】



(4) 看板等の対策

街なかのポイ捨て等を抑止するため、景観に配慮しつつ、通常のプレート看板や路面に貼り付ける看板を設置しています。また、ポイ捨てを無くすために、温床となる路傍の草むらの草刈りや防草シートの設置を行っています。



(5) 合同撤去作業

市内には、不法投棄の多発する場所が数多くあります。これらの場所の多くは、人通りの少ない道路沿いの谷津などの共通点があります。人目につかず不法投棄しやすく、また、一度投棄された廃棄物は撤去が難しいという特徴を持っています。投棄された廃棄物は長期間にわたり放置、堆積してしまいます。

このため市では、職員と専門業者による合同撤去作業を実施しています。この撤去作業にはクレーン車などの重機を使用し、家庭から出される一般廃棄物はもちろん、通常では撤去が難しい谷底に投棄された大型家電なども回収しています。撤去が完了した場所については、不法投棄防止用のバリケードや看板等を設置するとともに、不法投棄監視カメラを設置するなどして再発防止に努めています。

2021（令和3）年度から2023（令和5）年度は新たに回収せず、これまで処分しきれず蓄積していた大型家電等の処分を進めました。今後も大型廃棄物の回収撤去と処分を定期的実施していきます。

表10-2 合同撤去作業

年度	場所	回収物
2016(H28)	市道 鵜原荒川線（鵜原地先）	タイヤ5本、テレビ6台、洗濯機1台、カーペット、可燃・不燃ゴミ等。1,260kg
2017(H29)	市道 部原布施線（部原地先）	冷蔵庫2台、テレビ4台、タイヤ28本、可燃・不燃ゴミ等。1,520kg
2018(H30)	林道 大楠台深堀線（大楠地先）	大型バイク1台、タイヤ4本、テレビ6台、洗濯機2台、農機具、カーペット、可燃・不燃ゴミ。2,150kg
2019(H31)	浜勝浦川（小家名歩道橋付近）	バイク部品、魚網、可燃・不燃ゴミ。
2020(R02)	市道 部原布施線（部原地先）	自販機1台、テレビ3台、バイク4台、タイヤ20本、冷蔵庫1台、可燃・不燃ゴミ等。1,080kg

【合同撤去作業（市道 部原布施線 部原地先）】



クレーン車による引き上げ作業



クレーン車による引き上げ作業

(6) ゴミゼロ運動

国の「ごみ減量・リサイクル週間」（5月30日から6月5日）に合わせ、ごみの散乱防止と再資源化促進の普及啓発を目的として、道路周辺や観光地等における散乱空き缶等の一斉清掃を主とするキャンペーンを実施しています。

本市では、1997（平成9）年度からゴミゼロ運動を実施しています。

表10-3 ゴミゼロ運動参加者数及び回収量

年度	2019(H31)	2020(R02)	2021(R03)	2022(R04)	2023(R05)
実施日	5/26	中止※	5/30～6/5	5/27～6/5	5/27～6/7
参加人数	382人		431人	267人	212人
ごみ収集総量	480kg		390kg	390kg	510kg

※2020（令和2）年度は新型コロナウイルス感染防止対策のため中止しています。

(7) 定期清掃（一日清掃）

清潔で快適な市民生活を営むための生活環境を整備することを目的に、一日清掃日を地区ごとに、市の区域内における道路側溝、公共広場、海岸、空き地等の清掃、ポイ捨てごみの収集を市民総ぐるみで行っています。

市民が「自分達の街は自分達できれいに」という純粋な気持ちを持ち、市民の積極的な理解と協力のもと1978（昭和53）年度から実施している制度です。